ゆうちょ銀行(郵便局)の指定について

特別徴収義務者で払込金融機関に、ゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行(郵便局)名を記入のうえ最初に納入される際に、そのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

前年度利用されたゆうちょ銀行 (郵便局) は本 年度も引き続きご利用出来ますので「指定通知 書」を提出する必要はございません。

※提出方法について

「指定通知書」と納入書をお持ちになり、ゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。提出した月の分からゆうちょ銀行(郵便局)での納付が可能になります。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行______長 ______ 郵 便 局 長 様

秋田県井川町長 齋 藤 多 聞 (公 印 省 略)

指定通知書

貴行(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

1 口座番号 02580-9-960043

2 加入者の名称 井川町会計管理者

3 取りまとめ局 仙台貯金事務センター